

「平成 29 年度税制改正大綱の概要(1)」

1. 平成 29 年度税制改正大綱の概要

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年度税制改正大綱が公表されました。「働き方改革」と「イノベーション」による日本の成長力の底上げを目指す内容となっています。今号は法人税、次号は個人所得・資産税の重要項目をご説明します。

2. 法人税の改正内容

(1) 研究開発税制等の見直し

- 研究開発を後押しするため、試験研究費の増額が大きいほど減税額が増えるという改正内容です。つまり、いわゆる総額型について、現行の試験研究費割合に応じた税額控除(8%~10%)から試験研究費の増減割合に応じた税額控除(6%~14%)に見直されます。
- 中小企業者等は税額控除が最大で 17%になります。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

- 中小企業者等以外の法人給与等の増加を推し進めるため、平均給与の判定を厳しくし、他方、要件を満たしたときは税額控除を上乗せする見直しが行われます。つまり、2%以上の賃上げが実現できれば、税額控除額も 2%上乗せされます。
- 中小企業者等
中小企業者等は上乗せ幅がさらに大きくなっています。つまり、適用要件は現行どおりですが、2%の以上の賃上げを行うと、税額控除の上乗せが 12%となります。

(3) 法人税申告書の提出期限延長の

特例の見直し

株主総会の開催日を柔軟に設定するため、会計監査人を置く法人が、定款等の定めで決算日後 3 ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、決算日から 6 ヶ月を超えない範囲内で確定申告書の提出期限の延長が認められます。

(4) 役員給与制度の見直し

- 役員に業績に連動した報酬等の柔軟な活用を実現させるための見直しがおこなわれます(利益連動給与の範囲の拡大)。
- 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等後の金額が同額である定期給与が追加されます。
- 事前確定届出給与の範囲に株式、新株予約権を交付する給与が加えられます。
平成 29 年 4 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議等をする給与について適用

(5) 組織再編税制の見直し

特定事業を切り出して独立会社とするスピンの円滑な実施を可能とするため、会社分割や現物分配の課税関係の見直し等が行われます。

(6) 外国子会社合算税制の抜本的見直し

合算対象とされる外国関係会社が経済活動基準で判定する方法に見直されます。現行のトリガー税率による租税負担割合基準(20%以上合算対象外)は廃止されます。

外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

(7) 設備投資促進税制の創設・拡充

地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されます。また、現行の中小企業投資促進税制等は見直しの上、適用期限が 2 年延長されます。中小企業者投資促進税制の上乗せ優遇措置は「中小企業経営強化税制」として改組されます。平成 31 年 3 月 31 日まで延長

(8) 中小企業者等に係る軽減税率の延長

中小企業者等に対する軽減税率(課税所得が年 800 万円以下は 19% 15%に軽減)の適用期限が 2 年延長されます。

平成 31 年 3 月 31 日まで延長

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券